

全体索引図



第一次避難所について

- 区では、地域で避難所の開設、運営を行うため、町会・自治会単位に避難所を指定しています。
- 避難所区域は、黄色線で囲ってあります。線で囲まれた中にある学校が原則、その地域が運営する避難所です。
..... 避難所区域を示しています。
- 町会・自治会の区域以外の避難所が指定されている場合は青矢印先がその町会・自治会が運営する避難所です。
..... 区域以外の避難所が指定されている場合の避難所を示しています。
- 一部、班やブロック、現住所によって避難所が異なる(複数の避難所にまたがる)町会・自治会があります。
- 町会・自治会の区域に、複数の避難所がある場合は、各町会・自治会の役員等に運営する避難所を確認してください。
- 指定以外であっても、安全な経路をとれる避難所へ避難してください。

確認 緊急時の避難先

- いつとき 一時集合場所
- 大きな火災が発生して一時集合場所が危険な場合は、避難場所に避難します。
- ※一時集合場所については、区のホームページでご確認ください。
- いつとき 避難場所
- 火災が収まったあと、自宅への被害があり、生活できない場合は、第一次避難所へ避難します。
- 第一次避難所
- 状況に応じ区が福祉避難所を開設し、要配慮者を移送します。
- 避難 福祉避難所

避難の流れ



避難場所

大きな火災から生命を守る目的で、東京都が指定している場所です。
住所単位で指定されており、区内には32カ所の避難場所があります。



第一次避難所

区立の小中学校、都立高校、大学などを指定しています。
近隣の町会・自治会が中心となり開設、運営されます。



福祉避難所(第二次避難所)

第一次避難所での生活が難しい方々のため福祉施設、地域学習センターなどを指定しています。
区が開設し、状況に応じ第一次避難所から移送します。



応急給水槽・給水所

東京都(水道局)が設置・管理しています。災害等により断水した際に飲料水を確保する施設で、「災害時給水ステーション」として開設されます。開設状況は水道局ホームページ等でご確認ください。



地区内残留地区

市街地大が火が発生しない地区で、火災が発生しても地区内の近い距離に退避すれば安全を確保でき、広域的な避難をする必要がないところについて東京都が指定した地区です。



災害備蓄倉庫

災害時に使用する物品等を備蓄している倉庫。区内に6カ所あります。

凡例

- 足立区役所
- 区内の公共施設など
- ⊕ 救急指定医療機関
- ⊕ 緊急医療救護所・救急指定医療機関
- ⊙ 消防署 ⊙ 消防出張所
- ⊗ 警察署 ⊗ 交番・駐在所
- 🌳 公園・緑地・緑道
- 都県界 --- 区界
- 🌊 河川・水路

地図上の避難場所、避難所、区の施設については、令和6年10月1日現在で掲載しています。